



山形県公報

平成23年6月17日(金)
第2252号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(子ども家庭課) ……618

### 告 示

- 災害等による県税の納期限等の指定……………(税 政 課) ……619
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……620
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………( 同 ) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………( 同 ) ……621
- 救急病院等の告示……………(地域医療対策課) ……同
- 土地改良区の管理規程の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………( 同 ) ……622
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………(森 林 課) ……同
- 県道の供用の開始……………(村山総合支庁建設総務課) ……623
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……同
- 同……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……624
- 同……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 基本測量の終了の通知……………(用 地 課) ……同
- 山形県土地利用基本計画の変更……………( 同 ) ……625
- 県証紙売りさばき人の指定……………(会 計 局) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………( 同 ) ……同

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

○昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………626

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……627
- 同……………( 同 ) ……628
- 同……………( 同 ) ……629
- 同……………( 同 ) ……631
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……632
- 同……………(置賜総合支庁建築課) ……635
- 一般競争入札の公告……………(会 計 局) ……638
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(新庄病院) ……639

### 正 誤

# 規 則

山形県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県規則第34号

### 山形県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和39年12月県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「ときは」を「ときは、別に定める場合を除き」に改める。

別記様式第1号中

|      |      |             |
|------|------|-------------|
| 郵便番号 | 電話番号 | (居住年数)<br>年 |
|------|------|-------------|

を

|      |      |      |
|------|------|------|
| 郵便番号 | 電話番号 | 健康状態 |
|------|------|------|

に、

| 氏 名 | 続 柄 | 年 齢 | 勤務先又は学校名 | 月 収 |
|-----|-----|-----|----------|-----|
|     |     |     |          | 円   |
|     |     |     |          |     |
|     |     |     |          |     |
|     |     |     |          |     |
|     |     |     |          |     |

を

| 氏 名 | 続柄 | 年齢 | 勤務先<br>又は学校名 | 月 収 | 健康状態 |
|-----|----|----|--------------|-----|------|
|     |    |    |              | 円   |      |
|     |    |    |              |     |      |
|     |    |    |              |     |      |
|     |    |    |              |     |      |
|     |    |    |              |     |      |

に、

|              |               |             |             |             |
|--------------|---------------|-------------|-------------|-------------|
| 他の借入金の<br>状況 | 借入金の種類        |             |             |             |
|              | 借 入 金 額       | 円           | 円           | 円           |
|              | 借入年月日         | 年 月 日       | 年 月 日       | 年 月 日       |
|              | 借 入 先         |             |             |             |
|              | 償 還 期 間       | 年 月から 年 月まで | 年 月から 年 月まで | 年 月から 年 月まで |
|              | 一回当たりの<br>償還額 | 円           | 円           | 円           |

を

|              |               |             |             |             |
|--------------|---------------|-------------|-------------|-------------|
| 他の借入金の<br>状況 | 借入金の種類        |             |             |             |
|              | 借 入 金 額       | 円           | 円           | 円           |
|              | 借入年月日         | 年 月 日       | 年 月 日       | 年 月 日       |
|              | 未 償 還 額       | 円           | 円           | 円           |
|              | 借 入 先         |             |             |             |
|              | 償 還 期 間       | 年 月から 年 月まで | 年 月から 年 月まで | 年 月から 年 月まで |
|              | 一回当たりの<br>償還額 | 円           | 円           | 円           |
|              | 滞納の有無         | 有 ・ 無       | 有 ・ 無       | 有 ・ 無       |

に

改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第538号**

平成23年4月県告示第344号（災害等による県税の納期限等の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、青森県又は茨城県に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもの（法人の県民税、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の事業税、個人の事業税並びに地方消費税の納税者に係るものに限る。）は、その期限が平成23年3月11日から同年7月28日までに到来するものについて、同月29日とする。

平成23年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県告示第539号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成23年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称        | 指定医療機関の所在地         | 指定年月日      |
|------------------|--------------------|------------|
| さかい往診クリニック       | 酒田市みずほ二丁目20-7      | 平成23. 4. 1 |
| 今野歯科医院           | 山形市北山形1-2-15       | 同          |
| すみれ調剤薬局 本店       | 山形市大野目二丁目2番35号     | 同          |
| すみれ調剤薬局 小白川店     | 山形市小白川町四丁目8番12号    | 同          |
| すみれ調剤薬局 東北中央病院前店 | 山形市和合町三丁目3番1号      | 同          |
| すみれ調剤薬局 県立中央病院前店 | 山形市大字青柳1539番地1     | 同          |
| アイン薬局 県立中央店      | 山形市大字青柳1544番9      | 同          |
| アイン薬局 河北町店       | 西村山郡河北町谷地字月山堂136番6 | 同          |

## 山形県告示第540号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称        | 指定医療機関の所在地      | 廃止年月日       |
|------------------|-----------------|-------------|
| 今野歯科医院           | 山形市北山形1-2-15    | 平成23. 3. 10 |
| すみれ調剤薬局 本店       | 山形市大野目二丁目2番35号  | 同 3. 31     |
| すみれ調剤薬局 小白川店     | 山形市小白川町四丁目8番12号 | 同           |
| すみれ調剤薬局 東北中央病院前店 | 山形市和合町三丁目3番1号   | 同           |
| すみれ調剤薬局 県立中央病院前店 | 山形市大字青柳1539番地1  | 同           |
| アイン薬局 県立中央店      | 山形市大字青柳1544番9   | 同           |

## 山形県告示第541号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成23年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称        | 施設又は実施する事業の種類                          | 指定介護機関の所在地       | 指定年月日      |
|------------------|----------------------------------------|------------------|------------|
| 特定非営利活動法人 山形コアアラ | 訪 問 介 護                                | 南陽市柵塚1258番地の4    | 平成23. 3. 3 |
| さかい往診クリニック       | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養<br>管理指導           | 酒田すみずほ二丁目20-7    | 同 4. 1     |
| 特別養護老人ホームソーレ東根   | 介護老人福祉施設<br>短期入所生活介護<br>通所介護           | 東根市温泉町二丁目5番3-5号  | 同          |
| 本間病院通所リハビリテーション  | 通所リハビリテー<br>ション<br>介護予防通所リハ<br>ビリテーション | 酒田市中町三丁目5-23     | 同          |
| さわばた             | 通所介護                                   | 西村山郡河北町谷地戊1260番地 | 同 4.11     |

## 山形県告示第542号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成23年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称           | 所 在 地          | 認 定 期 間                      |
|---------------|----------------|------------------------------|
| 新 庄 徳 洲 会 病 院 | 新庄市大字鳥越字駒場4623 | 平成23年7月13日から<br>平成26年7月12日まで |

## 山形県告示第543号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、土地改良区の管理規程を次のとおり認可した。

平成23年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称  
天童土地改良区
- 事務所の所在地  
天童市大字矢野目2100番地
- 管理規程の名称  
更生堰頭首工管理規程
- 管理規程の概要  
頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めるもの
- 認可年月日  
平成23年6月7日
- その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第544号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営和合地区土地改良事業（農村災害対策整備事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営和合地区土地改良事業（農村災害対策整備事業）計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
朝日町役場
- 縦覧に供する期間  
平成23年6月23日から同年7月22日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

#### 山形県告示第545号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成23年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称  
日向川土地改良区
- 事務所の所在地  
酒田市市条字村ノ前68番地の1
- 認可年月日  
平成23年6月7日
- その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第546号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成23年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 解除予定保安林の所在場所  
北村山郡大石田町（国有林。次に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 保安林解除の理由  
道路用地とするため  
〔次の図〕は省略し、その図面を農林水産部森林課及び大石田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第547号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成23年6月17日から同月30日まで縦覧に供する。  
 平成23年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形山寺線
- 2 供用開始の区間 山形市六日町181番1から  
同 194番1まで
- 3 供用開始の期日 平成23年6月17日

**山形県告示第548号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成23年6月17日から同月30日まで縦覧に供する。  
 平成23年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 347号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                       | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延 長           |
|-------------------------------------------|------|---------------------|---------------|
| 村山市大字白鳥字小国沢2106番8から<br>同 大字富並字曲沢4369番61まで | 旧    | 44.0メートル<br>} 8.0   | メートル<br>1,085 |
| 同 上                                       |      | 140.0メートル<br>} 18.0 | 同 上           |
| 同 上                                       | 新    | 90.0メートル<br>} 16.0  | 同 上           |

**山形県告示第549号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年6月17日から同月30日まで縦覧に供する。  
 平成23年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 平田鮭川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|--------------------------------------|------|--------------------|-------------|
| 最上郡鮭川村大字中渡字羽根沢1381番1から<br>同 1449番1まで | 旧    | 13.0メートル<br>} 5.0  | メートル<br>270 |
| 同 上                                  |      | 19.0メートル<br>} 10.0 | 同 上         |

**山形県告示第550号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成23年6月17日から同月30日まで縦覧に供する。

平成23年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 五味沢小国線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                       | 旧新の別 | 敷地の幅員                                | 延 長                        |
|-------------------------------------------|------|--------------------------------------|----------------------------|
| 西置賜郡小国町大字太鼓沢字中道下48番7から<br>同 大字驚字下稲場32番3まで | 旧    | 16.0 <small>メートル</small><br>}<br>9.0 | <small>メートル</small><br>152 |
| 同 上                                       | 新    | 16.0 <small>メートル</small><br>}<br>9.0 | 同 上                        |

**山形県告示第551号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年6月17日から同月30日まで縦覧に供する。

平成23年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 酒田八幡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                        | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                       |
|----------------------------|------|---------------------------------------|---------------------------|
| 酒田市保岡字下草田104番から<br>同 59番まで | 旧    | 29.0 <small>メートル</small><br>}<br>17.8 | <small>メートル</small><br>31 |
| 同 上                        | 新    | 58.0 <small>メートル</small><br>}<br>17.8 | 同 上                       |

**山形県告示第552号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年6月17日から同月30日まで縦覧に供する。

平成23年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 酒田八幡線
- 2 供用開始の区間 酒田市保岡字下草田104番から  
同 59番まで
- 3 供用開始の期日 平成23年6月17日

**山形県告示第553号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成23年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
鶴岡市



- 2 基本測量を実施した期間  
平成21年12月1日から平成23年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（精密地形調査）

**山形県告示第554号**

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づく山形県土地利用基本計画を次のとおり変更した。

なお、変更後の山形県土地利用基本計画は、県土整備部用地課において縦覧に供する。

平成23年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 山形県土地利用基本計画図の変更
  - (1) 変更内容  
農業地域の縮小及び森林地域の縮小
  - (2) 変更に係る市村  
山形市、上山市、村山市及び最上郡鮭川村
- 2 山形県土地利用基本計画書の変更
  - 「Ⅰ 土地利用の基本方向」のうち「1 県土利用の基本方向」及び「2 地域別の土地利用の基本方向」の全部変更並びに「3 土地利用の原則」の一部変更並びに「Ⅱ 土地利用の調整に関する事項」及び「Ⅲ 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画」の一部変更

**山形県告示第555号**

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成23年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名称及び代表者氏名              | 住 所           | 売りさばき所の所在地    | 指 定 年 月 日  |
|------------------------|---------------|---------------|------------|
| アビコ産業株式会社 代表取締役 安孫子 浩久 | 米沢市窪田町窪田291番地 | 米沢市中田町568番地の6 | 平成23. 6. 8 |

**山形県告示第556号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中 「 桜田東二丁目11番16号 」 を 「 青田南24番40号 」 に、

|   |                |             |   |   |   |
|---|----------------|-------------|---|---|---|
| 「 | 桂ガーデン<br>プラザ支店 | 「 泉区桂一丁目1番1 | 「 | 」 | を |
| 「 | 西友仙台泉<br>支店    | 「 高玉町9番2    | 「 | 」 |   |

|   |                |                   |             |   |                          |    |
|---|----------------|-------------------|-------------|---|--------------------------|----|
| 「 | 桂ガーデン<br>プラザ支店 | 「                 | 桂一丁目1<br>番1 | 「 | 」                        | に、 |
| 「 | イオン郡山<br>支店    | 郡山市日和田町字小原<br>1番地 | を           | 「 | 郡山支店<br>郡山市並木一丁目1番<br>31 | に、 |
| 「 | 朝暘町支店          | 鶴岡市東原町1番31号       | 「           | 」 | を                        |    |
| 「 | 朝暘町支店          | 鶴岡市東原町1番31号       | 「           | 」 | に改める。                    |    |
| 「 | 西友仙台泉<br>支店    | 仙台市泉区桂一丁目1<br>番1  | 「           | 」 |                          |    |

別表第6中 「」 大字土 橋22番地 を 「」 大字土 橋字滝393番地2号 に改める。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定中 「」 桜田東二丁目11番16号 を

「」 青田南24番40号 に改める部分は同年6月20日から、別表第6の改正規定は同年7月11日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第37号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年6月17日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

2 老人ホームの項の表中

|   |      |   |            |   |
|---|------|---|------------|---|
| 「 | おさなぎ | 「 | 中島通り一丁目25号 | を |
|---|------|---|------------|---|

|                |                |       |
|----------------|----------------|-------|
| おさなぎ           | 〃 中島通り一丁目25号   | に、    |
| 特別養護老人ホームソーレ東根 | 〃 温泉町二丁目5番3-5号 |       |
| 長寿園            | 〃 新町三丁目2番21号   | を     |
| 長寿園            | 〃 新町三丁目2番21号   | に改める。 |
| 特別養護老人ホームおばなざわ | 〃 大字五十沢186番地   |       |
| 特別養護老人ホームよつば荘  | 〃 大字荻袋1287番20  |       |

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成23年10月17日まで縦覧に供する。

平成23年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ヨークベニマル南館店  
 山形市南館西2番50号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
 代表取締役 大高善興
- 3 変更した事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 (変更前)

| 名 称             | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|-----------------|------------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル     | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号       | 大 高 善 興 |
| 有 限 会 社 矢 野 薬 局 | 天童市本町二丁目1番29号          | 矢 野 孝 吉 |
| 株式会社プラザクリエイト    | 東京都千代田区五番町1番地          | 大 島 康 広 |
| ホーマック株式会社       | 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号 | 柴 田 憲 次 |

(変更後)

| 名 称             | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|-----------------|------------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル     | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号       | 大 高 善 興 |
| 有 限 会 社 矢 野 薬 局 | 天童市本町二丁目1番29号          | 矢 野 孝 吉 |
| 株式会社プラザクリエイト    | 東京都千代田区五番町1番地          | 大 島 康 広 |
| ホーマック株式会社       | 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号 | 石 黒 靖 規 |

## 4 変更年月日

平成23年3月1日

## 5 届出年月日

平成23年5月31日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年10月17日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに天童市役所において平成23年10月17日まで縦覧に供する。

平成23年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホーマックスーパーデポ天童店  
天童市糠塚三丁目1番15号

## 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前)

| 名 称            | 所 在 地                   |
|----------------|-------------------------|
| ホーマックスーパーデポ天童店 | 天童市大字老野森字糠塚404番及び411番地内 |

(変更後)

| 名 称            | 所 在 地         |
|----------------|---------------|
| ホーマックスーパーデポ天童店 | 天童市糠塚三丁目1番15号 |

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称       | 住 所                    | 代表者の氏名 |
|-----------|------------------------|--------|
| ホームック株式会社 | 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号 | 柴田憲次   |

(変更後)

| 名 称       | 住 所                    | 代表者の氏名 |
|-----------|------------------------|--------|
| ホームック株式会社 | 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号 | 石黒靖規   |

### 3 変更年月日

- (1) 2の(1)に掲げる事項 平成21年12月7日  
 (2) 2の(2)に掲げる事項 平成23年3月1日

### 4 届出年月日

平成23年5月31日

### 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年10月17日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
 (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
 (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに鶴岡市役所において平成23年10月17日まで縦覧に供する。

平成23年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鶴岡南ショッピングセンター  
 鶴岡市ほなみ町9番35号

### 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 (変更前)

| 名 称           | 住 所                    | 代表者の氏名 |
|---------------|------------------------|--------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号     | 勝浦二郎   |
| ホームック株式会社     | 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号 | 柴田憲次   |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|---------------|------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号     | 宮 地 邦 明 |
| ホームック株式会社     | 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号 | 石 黒 靖 規 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                    | 代表者の氏名    |
|---------------|------------------------|-----------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号     | 勝 浦 二 郎   |
| ホームック株式会社     | 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号 | 柴 田 憲 次   |
| 株式会社やまや       | 宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目7番35号   | 山 内 英 靖   |
| 株式会社大創産業      | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号   | 矢 野 博 丈   |
| 株式会社フォーユー     | 香川県高松市今里町二丁目16番地1      | 清 水 孝 浩   |
| 株式会社ニューステップ   | 東京都中央区新川一丁目22番15号      | 岩 田 愛 一 郎 |
| 株式会社メガネスーパー   | 神奈川県小田原市本町四丁目2番地39号    | 田 中 由 子   |
| 有限会社木村屋       | 鶴岡市山王町9番25号            | 吉 野 隆 一   |
| K D D I 株式会社  | 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号    | 小野寺 正     |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                    | 代表者の氏名    |
|---------------|------------------------|-----------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号     | 宮 地 邦 明   |
| ホームック株式会社     | 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号 | 石 黒 靖 規   |
| 株式会社やまや       | 宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目7番35号   | 山 内 英 靖   |
| 株式会社大創産業      | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号   | 矢 野 博 丈   |
| 株式会社フォーユー     | 香川県高松市今里町二丁目16番地1      | 清 水 孝 浩   |
| 株式会社ニューステップ   | 東京都中央区新川一丁目22番15号      | 岩 田 愛 一 郎 |
| 株式会社メガネスーパー   | 神奈川県小田原市本町四丁目2番地39号    | 齋 藤 正 和   |

|                 |                     |         |
|-----------------|---------------------|---------|
| 有 限 会 社 木 村 屋   | 鶴岡市山王町9番25号         | 吉 野 隆 一 |
| K D D I 株 式 会 社 | 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号 | 田 中 孝 司 |

## 3 変更年月日

## (1) 2の(1)に掲げる事項

イ マックスバリュ東北株式会社に係るもの 平成22年5月18日

ロ ホームック株式会社に係るもの 平成23年3月1日

## (2) 2の(2)に掲げる事項

イ マックスバリュ東北株式会社に係るもの 平成22年5月18日

ロ ホームック株式会社に係るもの 平成23年3月1日

ハ 株式会社メガネスーパーに係るもの 平成22年1月1日

ニ KDDI株式会社に係るもの 平成22年12月1日

## 4 届出年月日

平成23年5月31日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年10月17日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに酒田市役所において平成23年10月17日まで縦覧に供する。

平成23年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

酒田亀ヶ崎ショッピングセンター

酒田市あきほ町120番1

## 2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称         | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|-------------|------------------------|---------|
| イオンリテール株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1     | 村 井 正 平 |
| ホームック株式会社   | 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号 | 柴 田 憲 次 |

(変更後)

| 名 称         | 住 所                | 代表者の氏名  |
|-------------|--------------------|---------|
| イオンリテール株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 | 村 井 正 平 |

|           |                        |      |
|-----------|------------------------|------|
| ホームック株式会社 | 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号 | 石黒靖規 |
|-----------|------------------------|------|

## 3 変更年月日

平成23年3月1日

## 4 届出年月日

平成23年5月31日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年10月17日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成23年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子



1 県営住宅の名称等

| 名 称              | 所 在 地                  | 規 格  |                               | 公 募<br>戸 数 | 区 分                | 家 賃                     |                                    |                                    |                                    | 金 敷         | 摘 要         |                                    |                                    |
|------------------|------------------------|------|-------------------------------|------------|--------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|------------------------------------|
|                  |                        | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |            |                    | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営馬見ヶ崎ア<br>パート2号 | 山形市円応町21<br>-26        | 3DK  | 59.3                          | 1          | 一般用                | 17,800<br>円             | 20,500<br>円                        | 23,500<br>円                        | 26,500<br>円                        | 30,300<br>円 | 32,500<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |                                    |
| 同 深町アパー<br>ト2号   | 同 深町一丁<br>目7-37        | 同    | 64.2                          | 1          | 同                  | 22,900                  | 26,400                             | 30,200                             | 34,000                             | 38,900      | 41,600      |                                    |                                    |
| 同 3号             | 同 7-27                 | 同    | 62.6                          | 1          | 同                  | 22,300                  | 25,700                             | 29,400                             | 33,200                             | 37,900      | 41,000      |                                    |                                    |
| 同 長清水アパ<br>ート4号  | 同 長清水一<br>丁目10-14      | 同    | 67.7                          | 1          | 特定目的用<br>(高齢・身障者用) | 21,700                  | 25,100                             | 28,700                             | 32,400                             | 37,000      | 42,700      |                                    |                                    |
| 同 長岡アパー<br>ト2号   | 同 長岡アパー<br>ト2号<br>目2-2 | 2DK  | 63.4                          | 1          | 同                  | 22,900                  | 26,400                             | 30,200                             | 34,100                             | 38,900      | 44,900      |                                    | 単身可                                |
| 同 東根中央ア<br>パート3号 | 同 東根中央四丁<br>目3-2       | 3DK  | 64.2                          | 1          | 一般用                | 20,100                  | 23,200                             | 26,500                             | 29,900                             | 34,100      | 39,400      |                                    |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成23年7月1日から同月7日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後6時）（ただし、郵送の場合は平成23年7月7日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成23年9月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成23年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称         | 所在地               | 規格   |                | 公募戸数 | 区分  | 家賃              |                            |                            |                            | 敷金          | 摘要          |                            |
|------------|-------------------|------|----------------|------|-----|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------|-------------|----------------------------|
|            |                   | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積    |      |     | 収入が104,000円以下の者 | 収入が104,000円を超え123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え139,000円以下の者 | 収入が139,000円を超え158,000円以下の者 |             |             | 収入が158,000円を超え186,000円以下の者 |
| 県営小国アパルト1号 | 西置賜郡小国町大字兵庫館3-3-9 | 3DK  | 58.0<br>平方メートル | 2    | 一般用 | 12,800<br>円     | 14,800<br>円                | 16,900<br>円                | 19,100<br>円                | 21,800<br>円 | 25,200<br>円 | 3月分の家賃に相当する額               |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成23年7月4日から同月8日まで（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成23年7月8日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池7丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

5 入居の時期 平成23年8月下旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ノート型パソコン及びデスクトップ型パソコンの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成23年7月27日（水） 午前11時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量  
イ ノート型パソコン 662台  
ロ デスクトップ型パソコン 130台
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成23年9月30日（金）
- (4) 納入場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報企画課（山形県庁15階）
- (5) 入札方法 (1)のイ及びロの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成23年1月21日付け県公報第2213号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成23年7月15日（金）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約

解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。  
 (5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ①Notebook-sized personal computers: 662  
 ②Desktop personal computers: 130

(2) Time-limit for tender: 11:00A.M. July 27, 2011

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2723

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年6月17日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

- 1 落札に係る物品の名称及び予定数量 A重油 670キロリットル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院総務課施設用度係  
新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 平成23年5月30日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社みちのくサービス 村山市大字富並1807番地の2
- 5 落札金額 1リットル当たり71.925円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成23年4月19日

### 正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤      | 正     |
|-------------|------------|-----|-------|--------|-------|
| 平成23. 6. 10 | 第2250号     | 589 | 下から15 | 三川町市役所 | 三川町役場 |

平成23年 6月17日印刷  
平成23年 6月17日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056